

8 医療

1 医療を受けるには

(1) 障がい者歯科診療



重度障がい者のため、以下の4病院に障がい者の歯科専門診療を要請しています。

	名 称	所在地	電 話
東 信	浅間総合病院	佐久市岩村田 1862-1	0267-67-2295
北 信	長野赤十字病院	長野市若里 5-22-1	026-226-4131
中 信	松本歯科大学病院	塩尻市広丘郷原 1780	0263-51-2300
南 信	昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂 3230	0265-82-2121

窓 口	長野県歯科口腔保健推進センター（電話 026-235-7112）、 長野県歯科医師会（電話 026-222-8020）、病院
-----	---

(2) 難病についてのご相談は



難病患者及びその家族からの医療相談や生活相談、支援者からの相談等をお受けします。

利用できる方	難病患者及びその家族等
窓 口	難病相談支援センター（電話 0263-34-6587）、 保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市保健所）

2 医療費の助成を受けるには

(1) 更生医療・育成医療の給付（自立支援医療）

身 児

身体上の障がい除去、又は障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。

利用できる方	指定を受けた病院又は診療所に通院・入院し、下記（例）の医療を受ける方
窓口	市町村福祉担当課
手続	自立支援医療費支給認定申請書及び診断書等が必要です。

<対象となる医療の例>

視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術 等
聴覚障がい	鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳、外耳・外耳道の形成術 等
音声言語等障がい	顎骨・舌の形成術、人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正 等
肢体不自由	人工関節置換術、切断端形成術 等
内部障がい	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎臓移植術、肝臓移植術、中心静脈栄養法、抗HIV療法、免疫調節療法、等

<費用負担> 自己負担は原則10%、所得に応じて1月あたりの負担上限額を設定

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税非課税本人(保護者)収入 ≤ 80万	市町村民税非課税80万 < 本人(保護者)収入	市町村民税 < 3.3万 (中間所得層1)	3.3万 ≤ 市町村民税 < 23.5万 (中間所得層2)	23.5万 ≤ 市町村民税
生活保護負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	原則：医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外
			育成医療 ※3参照		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	※3参照 負担上限額 20,000円

- ※ 1 一定所得以下の（ ）は育成医療の場合。
 2 重度かつ継続の対象者：腎臓・小腸・免疫機能障害、心臓・肝臓機能障害（移植後の抗免疫療法のみ）又は疾病等に関らず、医療保険の多数該当者。
 3 育成医療の「中間所得」1、2及び「一定所得以上の重度かつ継続」の負担上限月額の特例による経過措置。（上記の太枠部分。2024年3月31日まで。）

(2) 精神障がい者の通院医療費給付（自立支援医療）

精

精神疾患で通院する際に要する保健医療費の自己負担分を公費負担します。

なお、自己負担は原則10%で、所得と病気の状況により一カ月あたりの負担上限額が設けられる場合があります。

利用できる方	指導を受けた病院又は診療所に通院し、精神障がいの医療を受ける方
窓口	市町村福祉担当課
手続	自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書及び診断書等が必要です。

(3) 障がい者医療費給付

身 知 精

障がいのある方が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。

利用できる方	市町村によって対象者の範囲が異なります。また、助成の方法も市町村によって異なる場合がありますので、あらかじめ市町村の窓口で確認してください。
窓 口	市町村福祉医療担当課

(4) 小児慢性特定疾病医療費給付

児

小児慢性特定疾病(788疾病)に罹患している18歳未満の児童等が、県知事等が指定した医療機関(薬局、訪問看護ステーションを含む)において当該疾病に係る治療を受けた場合、その医療費が助成されます。なお、所得に応じた自己負担があります。

利用できる方	小児慢性特定疾病に関する医療を受けている方
窓 口	保健福祉事務所(長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所)
手 続	支給認定申請書、医療意見書及び住民票の写し等が必要です。

(5) 難病患者の医療費給付(特定医療費 国指定難病)

児 難

国が指定した難病患者の保険医療費(介護サービス費)の自己負担分を公費負担します。なお、所得に応じた自己負担があります。

利用できる方	国が指定した難病(338疾病)に関する医療を受けている方
窓 口	保健福祉事務所(長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所)
手 続	支給認定申請書、臨床調査個人票及び住民票の写し等が必要です。

(6) 難病患者の医療費給付(特定疾病医療費 県指定難病)

難

県が指定した難病患者の保険医療費(介護サービス費)の自己負担分を公費負担します。なお、所得に応じた自己負担があります。

利用できる方	県が指定した難病(溶血性貧血及び汎発性血管内血液凝固)に関する医療を受けている方
窓 口	保健福祉事務所(長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所)
手 続	支給認定申請書、臨床調査個人票及び住民票の写し等が必要です。

(7) 難病患者の医療費給付（特定疾患治療研究事業）

難

特定疾患患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します（自己負担なし）。

利用できる方	スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるものに限る）に関する医療を受けている方
窓口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手続	交付申請書、臨床調査個人票及び住民票の写し等が必要です。 ※ 難治性肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎の新規申請は受付けておりません。

(8) 先天性血液凝固因子障害等患者の医療費給付

難

先天性血液凝固因子障害等患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します（自己負担なし）。

利用できる方	20歳以上の方で、先天性血液凝固因子障害等に関する医療を受けている方
窓口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手続	交付申請書、診断書、住民票の写し等が必要です。

(9) 遷延性意識障害者医療費給付

遷延性意識障害者（遷延性植物状態者）の保険医療費の自己負担分を公費負担します。
なお、所得に応じた自己負担があります。

利用できる方	引き続いて3か月以上の間、意識障害等がある方
窓口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手続	交付申請書、臨床個人票、住民票の写し等が必要です。

(10) ウイルス肝炎医療費給付

B型及びC型ウイルス肝炎の患者の保険医療費（原則入院に限るが、一部の通院も対象。）の最終自己負担分（患者一部負担額を除く。）を公費負担します。

窓口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所、松本市の方は松本市役所）
手続	ウイルス肝炎医療費受給者証交付申請書、臨床個人票及び住民票の写し等が必要です。

3 医療的ケア等のある通所施設等を利用するには

障がい児(者)施設訪問看護サービス事業



保護者等の付添介護の負担を軽減するため、施設基準上、看護職員の配置等が義務付けられていない通所施設等に通う医療的ケア等が必要な障がい児・者等に対して以下の経費を補助します。

- ・ 訪問看護ステーションを利用して、施設内で医療的ケアを受ける場合の経費
 ※ 世帯の所得に応じて一部の負担していただく場合があります。
- ・ 通所施設等が看護職員を配置し、医療的ケアを行うために要する経費
- ・ 通所施設等が重症心身障がい児者に対して、理学、作業及び言語療法等が可能な職員(看護職員を含む)を配置し、リハビリテーションを行うために要する経費

利用できる方	<p>施設基準上、看護職員の配置等が義務付けられていない通所施設等に通う、医療的ケア等(理学、作業、言語療法等によるリハビリテーション含む。)が必要な障がい児(者)</p> <p><医療的ケアの範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経管栄養、痰の吸引、導尿等、比較的短時間に定時の対応で終了するもの ・ 施設内で医療的ケアを行うことについて、主治医が認め、看護職員が指示を受けたもの
補助対象施設	地域活動支援センター、共同作業所等
窓口	市町村障がい福祉担当課